

JISHAグッド・セーフティ・カンパニー (GSC)

改正の内容

事業の名称を『**中小規模事業場労働安全衛生評価事業**』に改称！

申込みの対象を「**企業規模300人以下**」から『**事業場規模300人以下**』へ！

* 平成27年度からのメリット・特徴 *

1 対象の事業場を大幅に拡大

「GSCを利用したいが企業規模300人以下の条件で利用できない」といった事業場からのご要望にお応えし、対象を拡大します。

これにより、従業員数が300人以下の事業場は、企業規模にかかわらずGSCをご利用いただけます。

2 複数事業場申込みへの料金割引

1社から複数の事業場をまとめてお申込みいただきますと、正規料金の1割引でご利用いただけます。

また、これまでにご登録またはお申込みをされている事業場と同一企業の事業場（系列会社等を除く）からのお申込みの場合も、割引料金となります。

3 厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」との連携

厚生労働省は、平成27年6月より「安全衛生優良企業公表制度」を開始します。この制度は、労働者の安全や健康を確保するための対策を積極的に取組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業全体（各事業場の取組みを含む）を評価するものです。

同制度での評価に当たっては、GSCの評価項目と重複するものについて、当該評価項目を満たすものとして取り扱われます。

本制度は企業単位ですので、複数事業場の安全衛生活動の取組状況を把握する場合には、GSCの活用がお勧めです。この場合、上記2の割引料金でご利用できます。

厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」の概要は、裏面をご覧ください。また、詳細については、下記の厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/shindan/shindan_index.html

中小規模事業場労働安全衛生評価事業 (GSC) に関する

▼ お問い合わせは ▼

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1

中央労働災害防止協会 技術支援部マネジメントシステム推進センター
TEL 03-3452-6376 FAX 03-5445-1774 Email: ms@jisha.or.jp

4 全国産業安全衛生大会へのご招待

安全衛生活動を進めていく上で、最新の安全衛生の動向や他社の好事例などの情報収集は欠かせません。中災防が毎年秋に開催する「全国産業安全衛生大会」では、講演やシンポジウム、企業の事例発表などが3日間にわたって行われます。

平成27年度より新たにGSCにお申込み登録された事業場には、登録期間中、2名様を本大会にご招待し、安全衛生に関する知識・見聞をさらに広めていただけます。

【参考】厚生労働省「安全衛生優良企業公表制度」の概要

○評価公表の単位は、企業です。

○以下の評価基準に達した企業には認定証が付与されます。

○評価項目は次のとおりです。

・第1 企業の状況として満たしていることが必要な項目【必要項目】

- 1 労働安全衛生法等の違反の状況(4項目)
- 2 労働災害発生状況(4項目)
- 3 その他優良企業として満たしていることが必要な状況(3項目)

・第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目【必要項目】

- 1 安全衛生の実施体制の取組(3項目) *
- 2 安全衛生全般の取組(7項目) *

・第3 企業の積極的な取組を評価する項目【評価項目】

- 1 安全衛生活動を推進するための取組状況(4項目) *
- 2 健康で働きやすい職場環境の整備(健康管理・メンタルヘルス対策等)(25項目)
- 3 安全でリスクの少ない職場環境の整備(15項目) *

○評価基準は次のとおりです。

- ・第1、第2の必要項目は、すべての項目を満たすこと。
- ・第3の評価項目は、各取組・対策別の項目についてそれぞれ6割以上を満たし、かつ、すべての評価項目の合計で8割以上を満たすこと。

注)GSC登録事業場は、上記評価項目のうち*印の一部の項目について、当該評価項目を満たすものとして取り扱われます。

<制度の流れ図>



中災防では、健康管理やメンタルヘルス対策に関する各種支援サービスを実施しておりますので、お気軽にご相談ください。